

埼玉県公安委員会規程第14号

旧警備業法による検定合格者に係る審査に関する規程を次のように定める。

平成17年12月21日

埼玉県公安委員会委員長

旧警備業法による検定合格者に係る審査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により埼玉県公安委員会が行う審査（以下「検定合格者審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「旧警備業法」とは、改正法による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）をいう。

(実施基準)

第3条 検定合格者審査は、学科試験及び実技試験により実施する。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者については、旧警備業法による検定に係る合格証その他当該免除される者に該当することを疎明する書面により審査するものとする。

(検定合格者審査担当者等)

第4条 検定合格者審査担当者及び検定合格者審査試験員は、生活安全部保安課長が所属の職員の中から指定するものとする。

(公示の方法)

第5条 検定規則附則第9条の規定による公示は、埼玉県報に登載し、又は埼玉県公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(細目的事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、検定合格者審査に関する細目的事項は、埼玉県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年12月21日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 6 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。